

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、地方消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

令和4年度における社会保障施策経費への充当状況（当初予算）については、下記のとおりです。

（歳入）	・地方消費税交付金（社会保障財源化分）	46,322 千円
（歳出）	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	197,832 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の主なもの】 （単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国（道） 支出金	町 債	その他		うち地方消費税 交付金充当分
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	180				180	126
	重度心身障害者医療給付費	10,362	4,431		1,500	4,431	3,093
	障害者自立支援給付費	155,634	113,170			42,464	29,644
	障害者自立支援医療給付費	9,400	7,050			2,350	1,640
	障害児入所給付費等負担金	4,508	3,381			1,127	787
	地域生活支援事業（日常生活用具）	2,000	543			1,457	1,017
	老人保護措置費	15,748			1,402	14,346	10,015
合 計		197,832	128,575	0	2,902	66,355	46,322

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。